

飯能市

丙 新 田 遺 跡

一般国道299号バイパス関係埋蔵文化財発掘調査報告

— II —

1991

序

本書は、国道299号線バイパスの建設工事にともない平成2年度に調査を実施しました丙新田遺跡の発掘調査報告書であります。

遺跡が所在する飯能市は、外秩父山地の東麓に約134平方キロメートルという広大な市域を擁し、その約7割が山地で占められています。しかし、近年、首都圏に広がる都市化の波は、この自然豊かな地域にまで押し寄せ、市街中心地での車両交通量はいまや飽和状態となっています。国道299号線バイパスの建設工事は、この渋滞の解消策として起業されたものであります。

発掘調査は埼玉県の委託を受け、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施したものであります。

今回の調査では、限られた面積を対象としながらも、縄文時代前期の土器や石器、さらに、近世から近代にかかる溝や土壌を検出することができました。

本書は、これらの成果をまとめたものでありますが、埋蔵文化財の保護に関する資料として、また、学術研究の基礎資料として広くご活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、刊行にあたり、発掘調査に関する調整に尽力していただきました埼玉県教育局指導部文化財保護課をはじめ、発掘調査から本書の刊行にいたるまでご協力をいただきました埼玉県土木部道路建設課、同飯能土木事務所、飯能市教育委員会、ならびに地元の関係者各位、発掘・整理作業に携われました方々に対しまして、厚く感謝の意を表します。

平成3年11月

財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

理事長 荒井修二

例 言

1. 本書は、埼玉県飯能市大字双柳字丙新田1,485-10他に所在する、丙新田遺跡の発掘調査報告書である。文化庁指示通知は平成3年6月7日付委保第5の566号、遺跡の略号はHSDである。
2. 発掘調査は、一般国道299号線のバイパス工事に先立つ調査であり、埼玉県教育局文化財保護課の調整を経て、埼玉県の委託により財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施した。また、整理、報告書作成作業も、引き続き財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が受託し、実施した。
3. 発掘調査は、秋山幸治、田中英司が担当し、平成2年4月1日から同年2年8月31日まで実施した。
4. 整理、報告書作成作業は黒坂禎二が担当し、平成3年10月1日から同年3年11月29日まで実施した。
5. 本書の執筆は、第Ⅰ章を埼玉県教育局文化財保護課、他を黒坂が担当した。
6. 本書の編集は、資料部整理第一課、および黒坂があたった。
7. 本書に掲載した資料は、埼玉県埋蔵文化財センターが管理、保管している。
8. 遺跡の基準点測量および航空写真撮影は、シン航空写真株式会社に委託した。
9. 本書を作成するにあたり、飯能市教育委員会の曾根原裕明氏に数々のご教示、ご協力を賜った。

凡 例

1. 遺跡全体図におけるX・Y数値は、平面直角座標第Ⅳ系（原点：北緯36度00分00秒、東経139度50分00秒）に基づく各座標値を示す。また、各図における方位指示は、すべて座標北を表す。
2. 遺構の表現は、以下の略号で表記した部分がある。
SK…土壤 SD…溝
3. 遺構等の縮尺は、土壤1/60、溝1/70、ピット群1/120である。また、これに漏れるものについては挿図中に明記した。
4. 本書に掲載した遺物の縮尺は、縄文土器拓影図、石器実測図とともに1/3である。
5. 水平表示に数値が伴なわないものは、同図内の標高表示と同値であることを示している。

目 次

序	
例言	
凡例	
目次	
I 調査に至る経過	1
II 調査の経過	2
1. 発掘調査の経過	2
2. 整理作業の経過	2
III 遺跡の立地と環境	3
IV 調査の概要	7
V 検出遺構と出土遺物	10
1. 検出遺構	10
2. 出土遺物	17
VI まとめ	20

挿図目次

第1図 埼玉県の地形	3	第6図 土壌(2)	13
第2図 周辺の遺跡	4	第7図 溝	15
第3図 遺跡周辺の地形	5	第8図 ピット	16
第4図 遺跡全測図	8	第9図 出土土器	18
第5図 土壌(1)	11	第10図 出土石器	19

図版目次

図版1 遺跡航空写真	国版4 ピット群
図版2 土壌	国版5 出土土器、出土石器
図版3 溝	

I 調査に至る経過

埼玉県では、増大する交通量に対処するため、各種の道路建設工事が進められている。一般国道299号のバイパス建設は、慢性的な交通渋滞の打開を目的として、埼玉県西南部の交通量の増大と幹線道路網の整備を図る目的をもって埼玉県土木部によって計画された。こうした開発事業に対応するために、県教育局指導部文化財保護課では、開発関係部局と各種の事前協議を行い、文化財保護と開発事業との円滑な調整を進めているところである。

平成元年9月14日付け道建第479号で、道路建設課長から文化財保護課長あて「道路事業地内（一般国道299号飯能市双柳地内）における埋蔵文化財の所在および取扱いについて」照会があった。

これに対し文化財保護課では、事業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在することから、埋蔵文化財範囲確認調査を実施し、その結果に基づき、平成2年1月23日付け教文第781-1号により次のとおり回答した。

1. 埋蔵文化財の所在

名 称	種 別	時 代	所 在 地
内新田遺跡 (21-082)	集 落 跡	縄 文 時 代	飯能市大字双柳

2. 取扱い

上記埋蔵文化財は現状保存することが望ましい。計画上やむを得ず現状変更する場合には文化財保護法第57条の3の規定により、事前に文化庁長官へ埋蔵文化財発掘通知を提出し、記録保存のための発掘調査を実施すること。

なお、発掘調査を実施する場合は当課と協議すること。

この確認調査の成果に基づいて、道路建設課と文化財保護課は上記埋蔵文化財包蔵地の保存策について協議を重ねたが、交通渋滞緩和を目的とした建設計画でもあり、計画の変更は不可能と判断されたため、やむを得ず記録保存の処置を講ずることになった。

発掘調査の実施については、道路建設課、文化財保護課並びに財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団の三者で事前協議を行い、協議が整ったため、その旨を文化財保護課から平成2年3月1日付け教文第1531号により道路建設課長並びに財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長あて通知し、これにより両者は、発掘調査に係る委託契約を締結した。

発掘調査の実施に先立って、埼玉県知事から文化財保護法第57条の3第1項の規定に基づく埋蔵文化財発掘通知が、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長から同法第57条第1項に基づく埋蔵文化財発掘調査届が提出され、発掘調査は平成2年4月より開始された。

なお、発掘調査届に対する文化庁長官からの指示通知番号は、平成3年6月7日付け委保第5の566号である。

（文化財保護課）

II 調査の経過

1. 発掘調査の経過

丙新田遺跡の発掘調査は、平成2年4月1日から同年9月30日までの期間で行なった。

4・5月の準備では、調査地の手狭さや現道との兼合いなどの制約や、天候不順も相俟って、事務所設置に予想より時間がかかり、表土削除のための重機の搬入は6月にずれこんでしまった。その後、重機と並行し確認作業を行なった結果、遺構は調査区の東側に集中することが判明した。

調査はD区より着手し、順次西方へと移動した。7月に大方の遺構精査に着手し、8月にはC・D区の遺構調査を終了するとともに、各地区の旧石器時代調査に移行する。しかし、同時代の遺物は検出されず、下旬の航空写真撮影をもってすべての調査を終了し、現場事務所を撤去した。

2. 整理作業の経過

整理・報告書作成作業は、平成3年10月1日から同年11月30日にわたって行なった。

10月、作業開始とともに出土遺物の水洗・注記を行ない、並行して図面・写真類を整理した。これらの終了のうち、土器分類や拓本、石器実測を行ない、測量図類とあわせ、版下を作成した。11月、写真撮影と図版作成のうち、本文を執筆、印刷に取りかかった。

主体者 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

a. 発掘調査(平成2年度)

理 事 長	荒 井 修 二	明 二
副 理 事 長	早 川 智 芳	之
常 務 理 事 長	古 市 芳	
管 理 部 長	吉 川 國 男	
理 事 部 長		
調 査 部 長		
管 理 部		
庶 主 理 課 長	高 松 弘 義	晋 子
主 理 課 長	田 本 美 智 子	一 美
主 理 課 長	長 田 宗 和	美 二
主 理 課 長	間 田 朗 勝	昭 雄
主 理 課 長	江 本 庄 齐	美 久
主 理 課 長	藤 田 秀 久	
調 査 部		
副 調 査 部 長	塙 野 明 博	治 司
主 調 査 部 長	宮 朝 雄	
主 調 査 部 長	崎 幸 美	
主 調 査 部 長	山 中 治	
主 調 査 部 長	秋 田	

b. 報告書作成(平成3年度)

理 事 長	荒 井 修 二	明 二
副 事 長	早 川 伸 倉	智 悅
常 務 事 長	倉 持	
管 理 部 長		
庶 主 理 課 長	高 松 弘 義	晋 子
主 理 課 長	本 長 関 長	美 一
主 理 課 長	龍 田 開 江	智 二
主 理 課 長	野 田 楠 池	和 昭 雄
主 理 課 長	藤 田 塚 池	美 久
主 理 課 長	寿 田 腰 菊	
主 理 課 長	坂 田 堆 池	
資料部		
部 長	中 増 利 逸	
副 部 長	高 田 治 邦	
資料整理第一課長		
主 任 調 査 員	黒 坂 植 二	

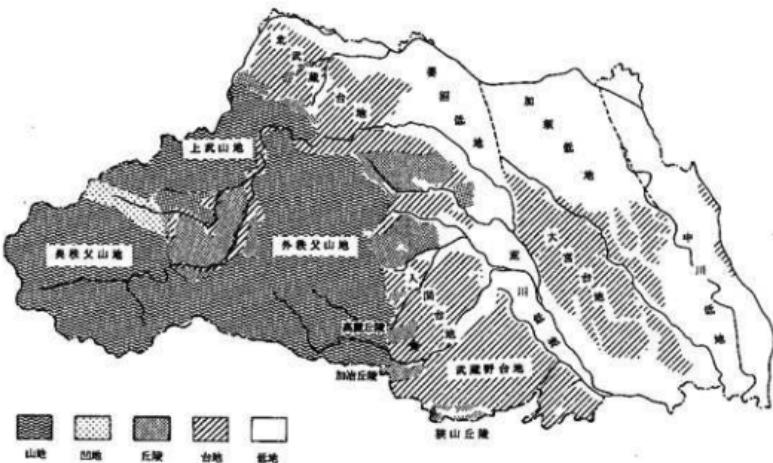
III 遺跡の立地と環境

丙新田遺跡は、埼玉県飯能市大字双柳字丙新田1,485-10他に所在する。JR八高線・西武池袋線東飯能駅より東に約2.1km、西武池袋線仏子駅より北北西に約2.4kmのところに位置する。

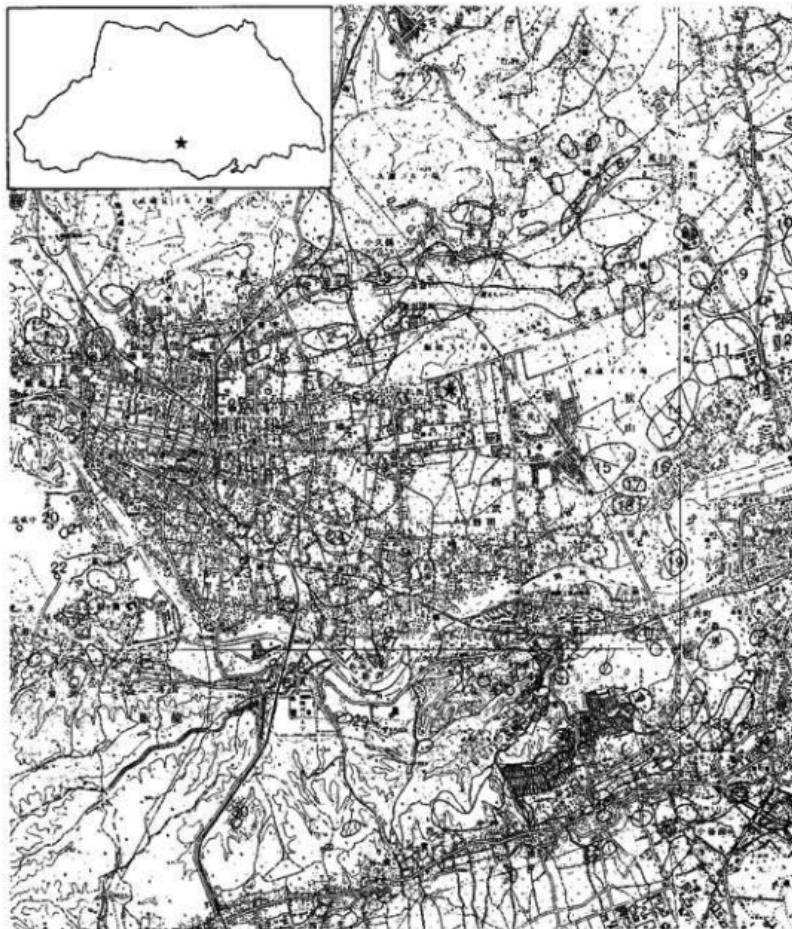
遺跡が立地する入間台地は、入間川をはさみ武藏野台地・加治丘陵と対峙し、北を越辺川に限られる。台地内にはいく筋かの河川があるが、古扇状地形を反映した北東流に統一されている。その中央を開析する小畔川は、秩父山地の南東端より突出した高麗丘陵をとり囲むように源を発し、数流路を集め、比企郡川島町付近で入間川に統合される。遺跡はこの小畔川のさらに支流、南小畔川の右岸に立地する。

南小畔川は高麗丘陵の南麓を東流し、小谷を形成する。その先端部では樹枝状に澗れ谷を発達させているが、遺跡付近では鲤ヶ保池という小さな溜りが存在するのみで、南小畔川の本流からややはづれ、水流を見ることはできない。本遺跡は、北にこれを望む標高101m前後の台地が主体となる。また、扇状地形の源である入間川流域へは1.7kmほどである。

飯能市東部の遺跡は、主として高麗丘陵に接する南小畔川の流域と、入間川の河岸段丘上に分布

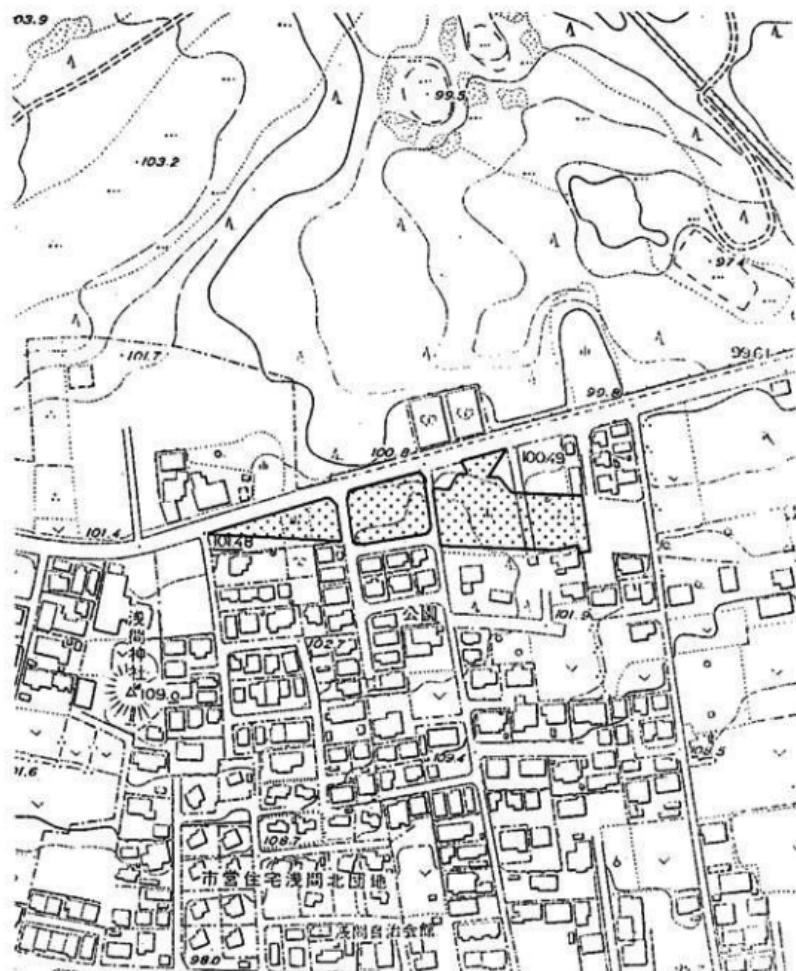


第1図 埼玉県の地形



第2図 周辺の遺跡 (1/50,000)

- 1.堂前遺跡
- 2.尾瀬遺跡
- 3.株木遺跡
- 4.張摩久保遺跡
- 5.芋久保遺跡
- 6.下川崎遺跡
- 7.宮ノ根遺跡
- 8.芦刈場遺跡
- 9.西久保遺跡
- 10.上広瀬西久保遺跡
- 11.金井上遺跡
- 12.上ノ原遺跡
- 13.金井遺跡
- 14.宮地遺跡
- 15.八木上遺跡
- 16.従井古墳群
- 17.八木北遺跡
- 18.八木遺跡
- 19.八木東遺跡
- 20.夕日ノ沢遺跡
- 21.中央下遺跡
- 22.芝口ヲネ後山北谷遺跡
- 23.後階遺跡
- 24.池ノ東遺跡
- 25.新堀遺跡
- 26.加能里遺跡
- 27.前原地遺跡
- 28.普沢遺跡
- 29.要害沢遺跡
- 30.表山遺跡
- 31.新久窯跡
- 32.八坂前窯跡
- 33.坂東山遺跡
- 34.水窪遺跡
- 35.高野原敷遺跡
- 36.谷久保遺跡
- 37.霞川遺跡



第3図 遺跡周辺の地形 (1/2,500)

している。しかし、繩文中期と、奈良・平安時代にその多くが滅し、他の時期の遺跡として成立するものはまれである。内新田遺跡は両者の狭間にあり、前者の縁辺に位置している。

旧石器から縄文時代早期までは飯能市の全域と、人間川にかかる入間・狭山市域を含めても、まとまった資料に恵まれていない。縄文時代草創期では、出土量が限られながらも、名栗川右岸の小岩井渡場遺跡、加治丘陵部の中矢下遺跡、入間川左岸段丘上の加能里遺跡で検出されている。しか

し、早期になると、加能里付近で散発的に存在が認められるものの、中矢下、隣接する夕日ノ沢遺跡程度しか調査例がない。

前期に入り、遺跡は徐々に増加する。当遺跡の他に、付近では張摩久保遺跡一帯の南小畔川流域と、加能里遺跡周辺に若干の集中を見る。また、まとまった調査例としては、中矢下遺跡と、本遺跡と同じ原因で調査におよんだ狹山市八木上遺跡で、それぞれ黒浜期の住居跡を検出している。

中期にいたり、周辺の縄文時代における遺跡数はピークをむかえる。分布は、前期のそれを基盤として、その周囲に新たな分布を加えるという展開を示す。丙新田より東方2.5kmの同岸には芦刈場遺跡があり、勝坂期を中心として8軒の住居跡が検出されている。また、西方1.5kmの南小畔川右岸には大規模な集落跡と思われる戦前遺跡があり、4次にわたる調査では住居跡10軒などを調査している。

その後、後期・晩期には周囲の遺跡数が激減する。晩期前半の住居跡が検出された加能里遺跡などもあるが、中期までの遺跡の一部が後期にも再利用されたのみで、新たな選地は行なわれていない。そして、弥生時代に入ると、飯能市の遺跡は皆無となってしまう。

この空白は古墳時代まで継続し、加能里遺跡で発見された和泉期の住居跡が、現在までに確認できた最古の稻作文化の痕跡となる。しかし、これとても散発的な集落形成であり、本格的な集団居住の開始は次の時代を待たなければならない。

「統日本紀」に見られる716年の高麗郡建郡以降、飯能市域は、北隣の日高町とともに、同郡に属したとされる。これと期を一にするように、奈良・平安時代の遺跡はその数を増し、反転、付近でも高密度の遺跡を残すこととなる。とくに、高麗丘陵南麓の南小畔川流域では弥生・古墳時代の希薄さからは異様なほどである。丙新田の北方約1kmの南小畔川左岸には、張摩久保遺跡があり、12次にわたる調査で多くの住居跡・掘立柱建物跡を検出している。

中世の飯能は、いわゆる武藏七党のひとつ、丹党に属する加治氏の勢力圏にあった。遺跡の南に接しては、鎌倉街道秩父道とされる小道が東西にのびており、付近に近世の道標が点在することは長い間交通の要衝地にあったことをものがたっている。また、遺跡と並ぶように、正治元(1199)年に青木氏族の討ち死にの者を埋めたとされる浅間塚が住宅街のなかに残り、付近ではカワラケも採集されている。

近世初期の飯能は、はじめ天領であったものの、各藩・寺社・旗本領が入り組み、それがめまぐるしく変化した。遺跡の所在する双柳(なみやなぎ)も例外ではなく、延享4(1747)年に田安家領、再び天領、弘化元(1844)年には佐倉藩領へと転じた。このような状況のなかで、飯能の中心街は、加治氏の後裔中山氏が所在した、市街地北郊の中山付近より、徐々に南に移動し、六斎市が開かれようになつた。そこでは薪炭・絹織物などが取引され、付近の山林から切りだされた杉や桧、いわゆる「西川材」を運ぶ役師の宿としても賑わい、近代をむかえる。

以上、遺跡付近を中心として、その歴史的歩みを概観してきた。近年は、名栗渓谷や天竜山、正丸峠、飯能河原等の名勝を擁し、市域の約7割が山地で占められる飯能市も、豊富な自然と、東京圏として、押し寄せる宅地開発の波とのなかで、現代的な商都に生まれ変わろうとしている。

IV 調査の概要

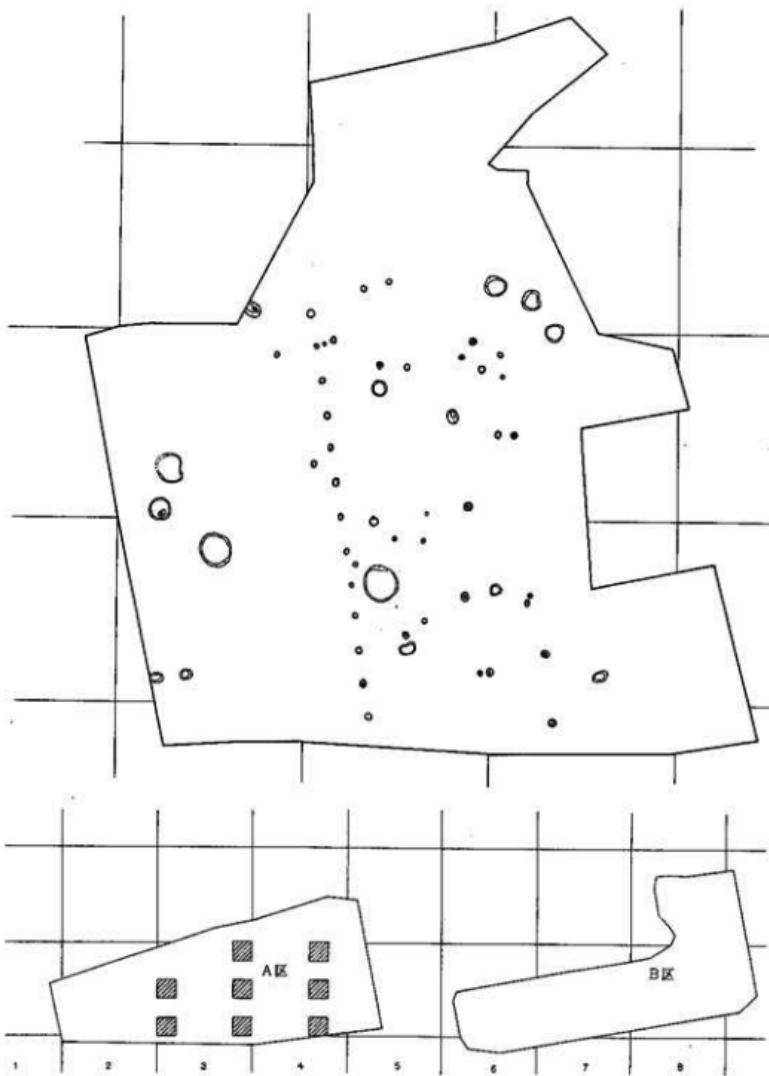
今回の調査は道路敷設とともになうものであり、対象区も原因を反映する東西に細長いものとなつた。調査区は東西約150m、南北約40mの長方形が基本であるが、既存の住宅や土取りによる壊滅部分、さらに現在の生活道路などによって変形を余儀なくされ、現道にさえぎられた4箇所の地区に分断されている。

これらには、東よりA～Dの地区名を付し、さらに調査区を覆うように国家座標に基づく10m方眼を組み、西方より東方に向かい数字、北方より南方にはアルファベットの記号を用い、両者の組合せによって指示地区を限定した。

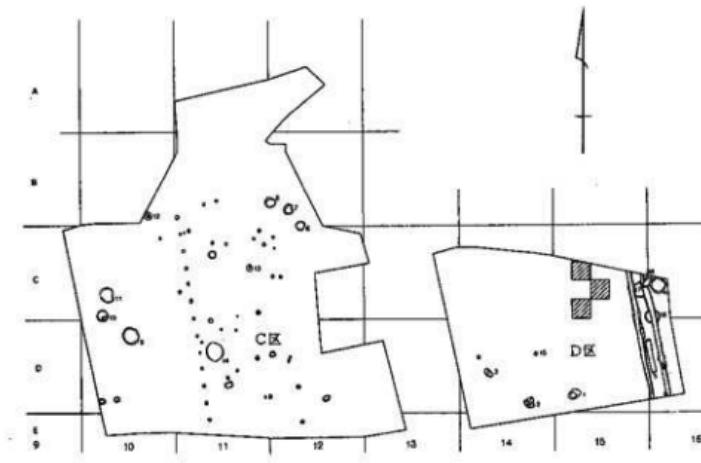
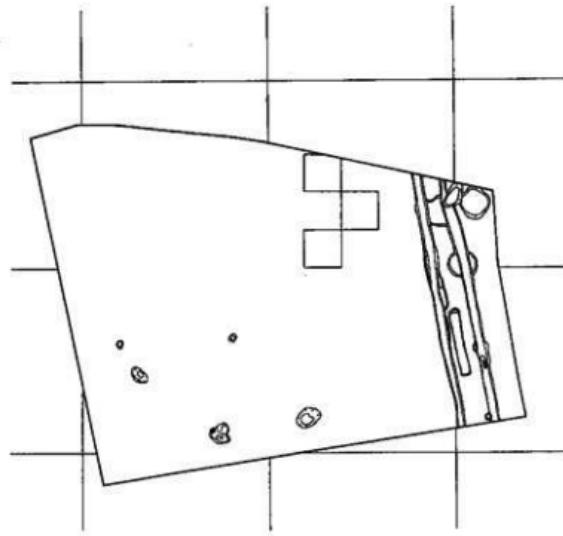
検出できた遺構の分布は、調査区の東側、C・D区にかたより、遺物の出土も同じような傾向を示す。遺構別の調査数は土塙18基、溝2条、ピット48本となる。

各遺構の時代は、判定に達するまでの良好な遺物に恵まれず、詳細は不明であるが、覆土や形態の特徴より、近世から近代に構築、維持されたものと思われる。また、遺構外よりは縄文前・中期の土器・石器が出土しており、その大半が竹管文系土器で占められている。





第4図 遺跡全測図 (1/300, 1/600)



V 検出遺構と出土遺物

1. 検出遺構

a. 土 壤(第5・6図)

第1号土壤(第5図)

D-15に位置する。平面形は東西に長いほぼ楕円形、後述の第3号土壤などと同じ類型となるだろう。壁面は急に落ち込み、壙底との差がはっきりしている。覆土は、上層を暗褐色土混じりの黄褐色土が占め、下層に暗から黒褐色土が堆積していた。通常のローム台地で見られる自然堆積類型とは逆である。くわえて、堆積密度も、上層が硬く粘性があるのに対し、下層がやわらかく、粘性がない。これらより、本壙は埋め戻されたものと判断した。

第2号土壤(第5図)

D-14で検出した。平面形は、楕円を基調とした土壤に大小二基の小ピットが重複しているようにも見える。しかし、調査時の覆土観察では重複関係を見抜くことはできなかった。壙底は南に深く、壁面は緩やかに立ち上がる。覆土はロームブロックの混入する黒褐色系土で占められ、上から下層まで等しくしまりがない。

第3号土壤(第5図)

D-14に位置する。平面形はほぼ楕円、壁面は急激に立ち上がる。覆土は、最上層に黒褐色混じりの黄褐色土があり、以下、ロームブロック混じりの黒褐色土とが交互に繰り返される。堆積密度は下層ほどにやわらかくなり、粘性も減していく。以上より、本壙は埋め戻されたのち、填圧されたものと判断した。また、上端南西部の段差は、埋め戻し時の崩落の結果であって、構築時の意図が反映されたものではないだろう。

第4号土壤(第5図)

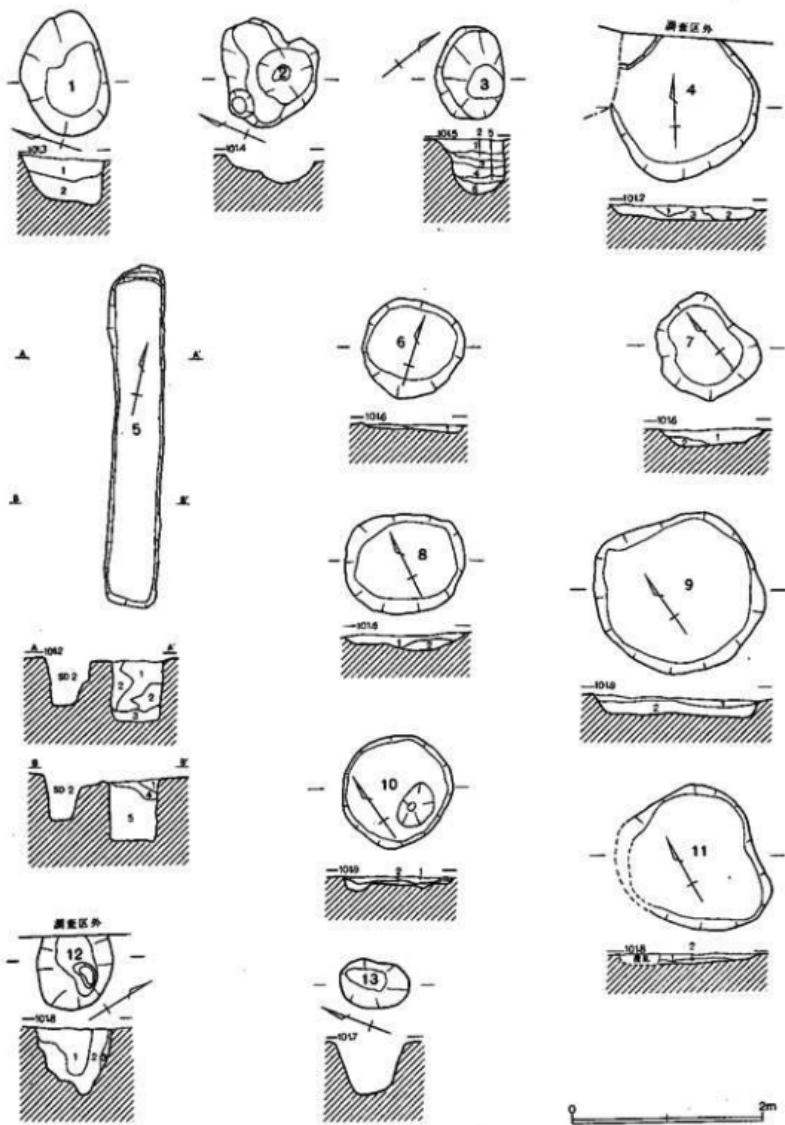
C-16に位置し、第18号土壤と重複する。また、一部は調査区隅のガードフェンスの関係で調査が及ばなかった。第18号との先後関係は、重複部分がわずかであったために判断がつかなかった。形態はほぼ円形、浅く、壙底はほぼ平坦である。覆土は、ロームブロックを含む黒褐色系土が主体で、とくに第3層でブロックが多く観察できた。しまりはない。

第5号土壤(第5図)

D-15・16にまたがり位置する。平面形は1:6の長方形で、長軸方向は第1号・第2号溝とは一致する。規模のわりには重複なく両溝の間に位置するなど、共存とは明言できないが、有機的関連を以て構築されたことは間違いないだろう。壁面はほぼ垂直に立ち上がり、壙底も平坦である。覆土は暗から黒褐色系土で占められ、下層ほどに色調が暗くなる。ロームブロックの混入が認められたが、これは第1層に集中し、約40%を占めていた。

第6号土壤(第5図)

B・C-12で検出した。以下の第7号・第8号土壤とともに近接、同形態・同規模の土壤が弧を



第5図 土壠(1)

描くように分布している。形態は円形で、壙底はほぼ平坦、浅く、壁面はゆるやかに立ち上がる。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明るさや、堆積の密度、粘質、そしてロームブロックの混入割合が増す。

第7号土壤(第5図)

B-12に位置し、第6号・第8号土壤とともに弧状の分布を示す。平面形は東側でややすほまるようだが、実際は円形を意図していたものと思われる。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明るさや、堆積の密度、粘質、そしてロームブロックの混入割合が増す。

第8号土壤(第5図)

B-11・12に位置し、第6号・第7号土壤とともに弧状の分布を示す。開口部は円形、壙底では東側に向かいやや傾斜がある。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明るさや、堆積の密度、粘質、そしてロームブロックの混入割合が増す。

第9号土壤(第5図)

D-10に位置する。以下の第10号・第11号土壤とともに近接、同形態・同規模の土壤が弧を描くように分布している。加えて、同じような傾向をもつ第6号から第8号土壤とは対面して対となるような配置関係である。開口部の規模こそ多少のちがいがあれこそそれ、形態も第6号から第8号土壤と似かよっており、関連を考えても良いかもしれない。円形で、壙底はほぼ平坦、浅く、壁面はゆるやかに立ち上がる。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明るさや、堆積の密度、粘質度、そしてロームブロックの混入割合が増す。

第10号土壤(第5図)

C-10に位置する。第9号・第11号土壤とともに弧状の分布を示す。円形の形態、ほぼ平坦な壙底などの特徴は第9号と共通する。このことからすれば、壙底に発見した小穴は調査時の誤認の可能性が強い。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明度や、堆積密度、粘性、ロームブロック混入の割合が増す。

第11号土壤(第5図)

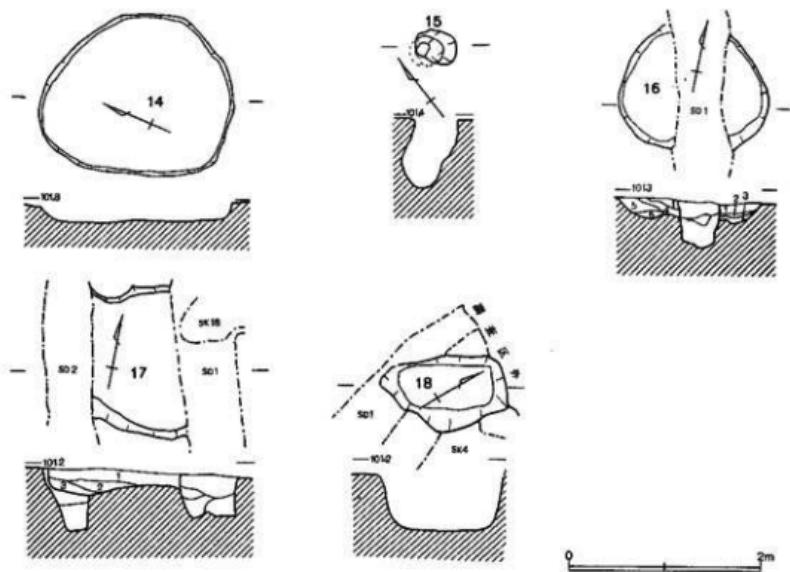
C-10で検出した。第9号・第10号土壤とともに弧状の分布を示す。北西の一部は擾乱で破壊されているが、大方の傾向把握には支障ない。形態は、やや南にひしやげた西洋梨形を呈するが、円形を意図して構築されたものと考えられる。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明度や、堆積密度、粘性、ロームブロック混入の割合が増す。

第12号土壤(第5図)

B-12に位置する。一部がガードフェンス維持のため調査が及ばなかったが、梢円の平面形は大方が検出できた。壁面は急傾斜の片流れで、壙底は小さな平坦部の南寄りに小穴が空たれている。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明るさや、堆積の密度、粘質、そしてロームブロックの混入割合が増す。

第13号土壤(第5図)

C-11で検出した。平面形態はほぼ梢円、壁面は急傾斜で、壙底は小さい。形態的には第12号土壤に類似するものの、これよりもひとまわり規模が小さい。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほ



第6図 土壌(2)

どに黄色調を増す。

第14号土壌(第6図)

D-11に位置する。平面形はほぼ円形で、掘り込み浅く、壙底は平坦である。特徴は第4号・第9号土壌などに共通し、おそらく用途も似かよったものを意図して構築されたものだろう。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明るさを増す。

第15号土壌(第6図)

D-14に位置する。深さ70cm弱の小土壌である。平面形は円形で、急傾斜の壁面は西側の一部でオーバーハングしながら壙底に達する。大方の特徴は第3号・第13号土壌などに共通するとも見えるが、細部ではかなりのちがいがあり、むしろピットとして認識したほうが良いのかもしれない。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明度を増す。

第16号土壌(第6図)

C・D-15・16に位置し、第1号溝と重複する。両者の先後は第1号溝が後出と判断した。形態は円形、壙底はほぼ平坦で浅いなど、第4・14号土壌などと共に通する。覆土はロームブロック混じりの黒褐色系土で占められ、ロームブロック量の多少が繰り返される。

第17号土壤(第6図)

C-15で検出した。第18号土壤、第1号・第2号溝と重複し、検出できた部分は想定規模の半分程度にすぎない。それぞれの先後関係は、第2号溝→本壙→第1号溝の順で構築されたものと判定した。これに対し、第18号土壤との関係は把握できなかった。浅く、平坦な壙底、南壁などの特徴からすれば、第4号・第14号土壤などと共通する類型で、平面形は円形を呈すると思われる。北西の第2号溝際の屈曲は、重複がための発掘時の誤認と判断できる。覆土はロームブロック混じりの黒褐色系土で占められ、下層ほどに明度を増す。

第18号土壤(第6図)

C-15・16に位置する。第4号土壤、第1号溝と重複するが、後者の調査中に気づいたものであり、さらに一部が調査区外に及ぶなどで、切り合いの先後関係は把握できなかった。両遺構との重複により、開口部が平坦ではなく、いびつな形の測図となっているが、本來は楕円の平面形を呈していたものと思われる。壁面は急傾斜で、壙底はほぼ平坦となる。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに明るさを増す。

b. 溝(第7図)

第1号、第2号という2条が検出されたが、同じ地区に近接し、しかも同方位を保つことなど、有機的関連をうかがわせる。そのうえ、両者がともにひとつの機能を果たしていた可能性も考えられる。そのため、双方を一括して説明を加える。

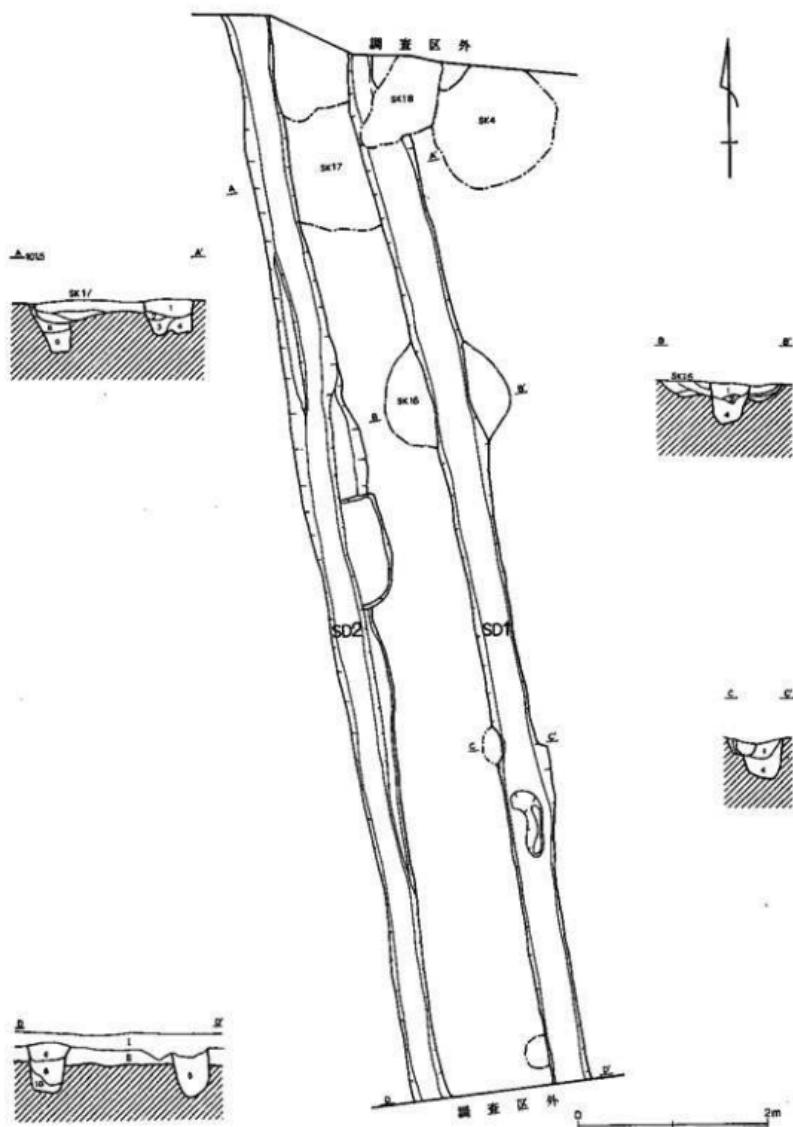
両者が検出されたのは、調査区の東方、D区も限界に近い部分である。グリッド名ではC・D-15・16にあたる。東西に長いD区を横切るように並行しながらのびており、軸方位はN-10°-Wである。これは、ピット群のなかの柵列や、調査区を分断する現道路の向きとも一致する。

第1号は第16号・第17号・第18号土壤らと、第2号は第17号土壤と重複関係にあり、両者ともに第5号土壤と平行した位置関係にある。遺構間の先後関係は、第1号がもっとも新しく、第17号土壤より第2号が古いと判定した。これに対し、第18号土壤との関係は不明である。しかし、両溝の状況からして、第2号と第17号土壤との関係が逆転することも考えなくてはならない。また、並列しているものの、第5号土壤との関係は、両溝に対する機能の解釈によっては共存や制約関係が否定されることもある。

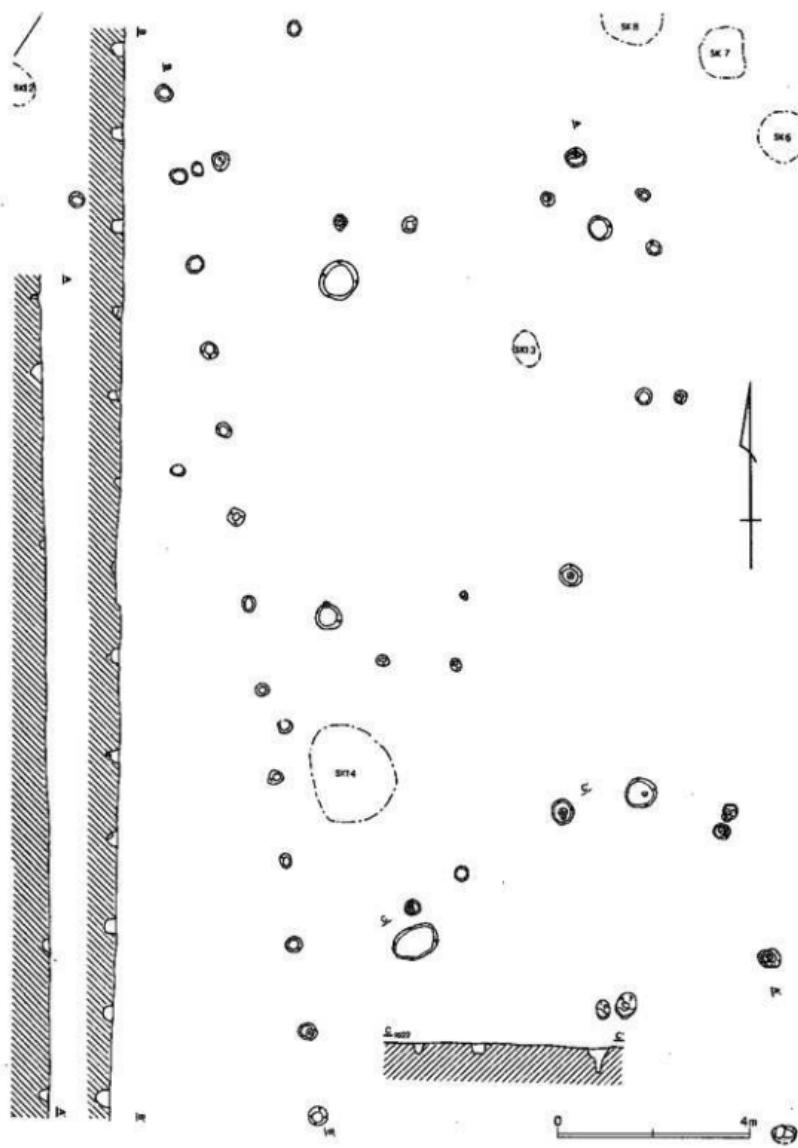
溝幅は第1号が60cm、第2号が55cm、検出面よりの深さは第1号が55cm、第2号が60cm平均である。掘り込みの断面形態は共通し、壁面が急傾斜となり、概して平坦な溝底を保つなど、全体として箱型を呈する。溝底の傾斜は、第1号が調査区内の範囲ではほぼ水平であるのに対し、第2号は15cmほど北側が深い。

調査区より観察できる掘り込みは、第II層暗褐色土を切り込んでおり、第I層黒褐色土に破壊されている。覆土は黒褐色系土で占められ、下層ほどに黄色調やロームブロックの混入を増していく。逆に、堆積密度は減退し、第2号下層の第9層は、ほとんどがロームブロックで構成される。

両溝は、水流などの影響で壁面や溝底が侵食された痕跡はなく、空堀として維持されていたものと思われる。



第7図 溝



第8図 ピット

c. ピット(第8図)

C区、C・D-11を中心とした一帯に48本を検出した。明確な規則性が認められるのはこのうち西側の13本で、N-9°-Wを設定軸として、調査区を横切るように並んでいる。これは、第1号・第2号溝や、現道路の設定方向ともほぼ一致し、関連がうかがえる。だが、その末端は確認できず、最終の状態がいかなるかは想定できない。既検出の列長は約22m、各穴間は平均約183cmで配されている。

一方、その他は等間隔に列状化するものは見られず、前出の13本と連携し、構築物をさえていたとは考えにくい。しかし、大方はこの直線列より東側約12mの範囲に配置が集中し、これより西に分布するものは2本しかない。したがって、この直線列を意識しつつ設けられたと認めて大過ないだろう。

掘り込みの規模は、径約30cmの円形を呈し、深さが約30cmのものが一般的で、穴底に柱受けを設ける例もある。また、概して直線列を構成するものの方が深さに勝る傾向もある。

覆土は、ロームブロックを多く含む黒褐色系土が一般的で、下層ほどに黄色味や硬さが増していく。柱痕や、明確な埋め戻し、填土の痕跡を検出することはできなかった。

2. 出土遺物

a. 土 器(第9図)

発掘調査では総101点の縄文土器が出土した。これらは大きく三群に分離できるが、そのほとんどは前期後半に盛行した竹管文系である。以下、これらを群類別とし、説明を加える。

第Ⅰ群(1)

羽状縄文系を想定した。1点のみの出土である。単方向縄文のみの破片で、原体は0段2条のRL。追加接合部の破片である。黒浜式に相当しよう。

第Ⅱ群(2~33)

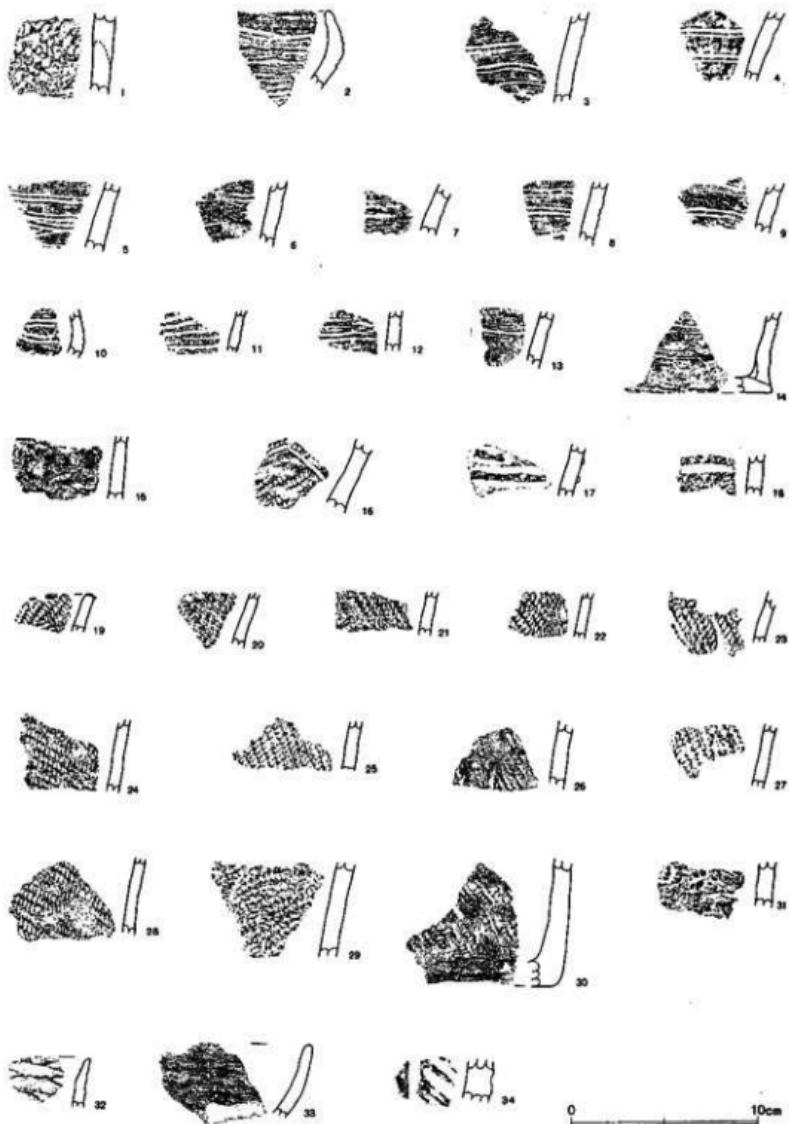
竹管文系を想定した。出土土器のほとんど、99点が出土している。大方は諸磧b式に属するが、縄文のみが施されるものの中にはa式と思われるものも含まれている。以下、器種、文様構成によって2類に分類する。

第1類(2~16)

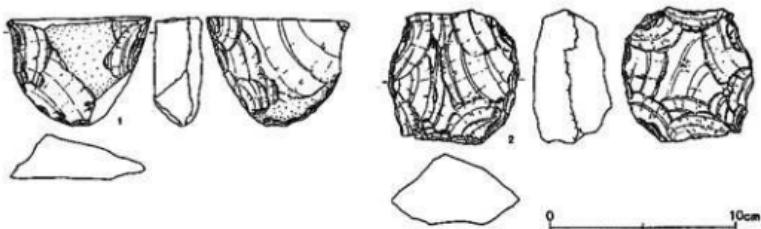
半裁竹管による横位の平行沈線によって文様を構成するものである。16を除き無文地で、渦巻などの曲線文は見られない。横位線は集合化せず、単線となってしまう部分も多い。15・16のほかはすべて同一個体で、器形は屈曲の弱いキャリバー形土器となるだろう。一方、16は単節LRを地文とし、竹管平行沈線によって山形文を構成しているようである。あるいは渦巻文の茎部にあたる位置かも知れない。

第2類(17・18)

浮線文を施すものである。2点が出土しており、17では浮線上に、18ではすべてに縄文が施される。縄文の原体は単節LR。



第9図 出土土器



第10図 出土石器

第3類(19~30)

縄文のみが施されるものを一括した。施文原体は単節R Lが一般的で、器面が乾き加減の時に押捺したものが多い。いずれも朝顔形の器形となろう。19の口縁部は、口唇上を丸棒状工具の側面で押圧する。

第4類(31・32)

無文、あるいは凹線を施すものをこの類とした。31・32の双方ともにこの群に属するかは確定できないが、30等と胎土が類似する上、出土量比を考慮すれば、ここで扱わざるをえない。31は擦痕のみの破片で、石英・長石粒がめだつ。これに対し、32は器壁薄い口縁部片で、指頭による撫で付け痕が横位に展開する。

第5類(33)

浅鉢をこの類とした。1点のみの出土である。無文の口縁部で、内屈せず、底部からゆるやかに立ち上がる。

第二群(34)

中期加曾利E系の所産である。太い沈線のみで構成される曾利系の深鉢だが、キャリバー形の胴部懸垂文にあたるのか、大甕の渦巻文の一部になるのかは判断つかない。

b. 石 器(第10図)

2点が出土した。いずれも砾器の範疇に含まれる。

1は、ほぼ半分を欠損する。正面左側縁の形態からすれば、その部分を要とする扇状となることもあろうか。石材は硬砂岩、現存重量は124.3gである。

一方、2は、塊状の剥片を利用した器厚に勝るもので、中央稜線に平行する辺に機能部を作出する。安山岩製で、風化著しい。現重量は254.1g。

VI まとめ

丙新田遺跡の発掘調査では、調査地の制約にもかかわらず、いくつかの遺構・遺物を検出することができた。だが、遺構にともなう遺物の乏しさが、時期判定や、遺構の性格を類推する障害となっている。誤認をかえりみずこれらの構築時代を求めるならば、大方は、覆土や形態の特徴より、近世から近代にかけての所産となるだろう。

土壌は形態で大きく4類に分けられる。第9号土壌などの円形で浅いものは、覆土の観察からすれば、比較的早い時間内で自然埋没したものであろう。近接し、同じ形態、しかも同じような規模の3基が相対するような分布は、何らかの制約の結果と思われる。また、溝との重複や、ピット群との分布差を考慮すると、両者とは構築期を異にすると考えられる。溝との重複関係からは、これらより先出すると判断される。

対して、第3号土壌を代表例とする、稍円で深い類型は、最上層でロームブロックが填圧されていることより、意図的な埋め戻しと判断できる。重複がなく、多くがピット群と溝との間の空白部に位置することより、両者に制約された地区内に同じ用途をもって構築されたと解せるだろう。

一方、溝は、類似する断面形をもち、設定軸を同じくして等間隔で並列するなど、両者間の平坦地をも加えた「道」の限界を示す側溝とも考えられる。だが、この仮定は第17号土壌での断面観察結果と矛盾してしまう。こちらに配慮するならば、同様ながら、西方限界の溝を縮小設定しなおした所産との想定も可能である。

ピットは、検出できた48本のうち13本が直線状に分布する。他は列を形成せず、構築物を想像させる枠を結ぶことができない。さらに、これより西への分布拡大が見られないことが特徴である。以上より、これらは「柵」として機能していたものと思われる。

さらに、溝と、直線化するピットは、現道を含め、軸設定の方向が共通するなど、有機的関連が彷彿される。これらの分布より見ると、「柵」と、「道」との間に屋敷地が存在したものと思われる。また、前出の深い土壌らは、この屋敷に付属する施設として構築・維持された可能性も考えなくてはならないだろう。

調査で出土した遺物は、縄文時代の所産が主体で、なかでも前期のものが大半を占める。だが、今回の調査では、この時期の遺構は検出できなかった。調査地内の遺物分布は、東に向かい密度が濃くなっている。のことより、縄文時代前期の遺跡はさらに東方が主体となり、今回の調査は分布の西限をとらえたものと考えるのが妥当だろう。

土器は諸磽式が主体であり、縄文のみが施されるものの中にはア式の特徴を備えているものもある。これに対し、石器は双方ともに砾器であった。このなかで、第10図2は器厚に富み、稜線に平行する両側縁に機能部を設定するという、前期中葉に多い形態である。

今発掘では、調査区も狭小な上、多くの遺構や大量の遺物に恵まれたわけではない。しかし、遺跡の所在する飯能市は、弥生・古墳時代の遺跡が乏しいことが知られている。限られた時代の痕跡によってのみ地域の歴史を復元せねばならぬ環境においては、この成果も重きものとなるだろう。

写 真 図 版

図版 1



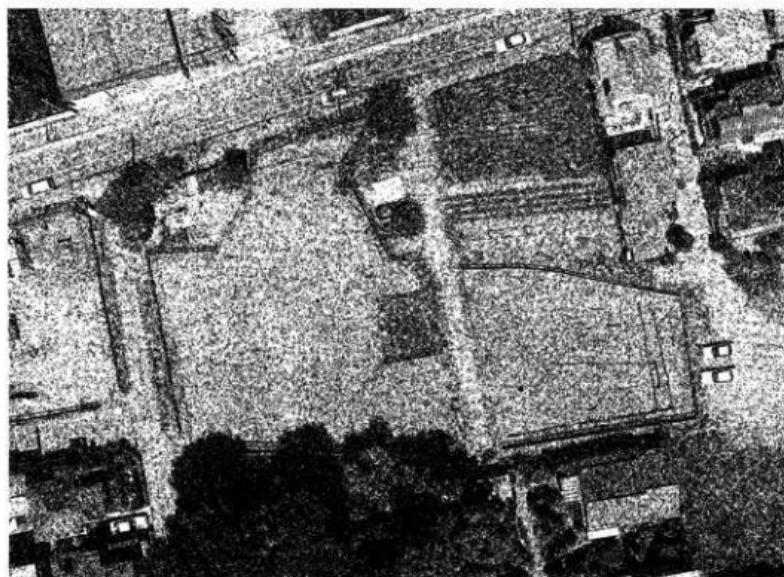
丙新田遺跡



遺跡とその周辺（南から）



遺跡とその周辺（北から）

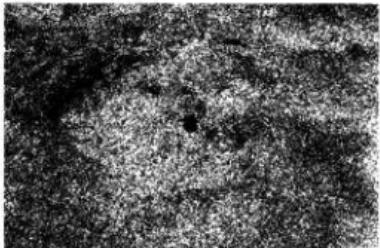


C区・D区

図版 2



第1号土壤



第2号土壤



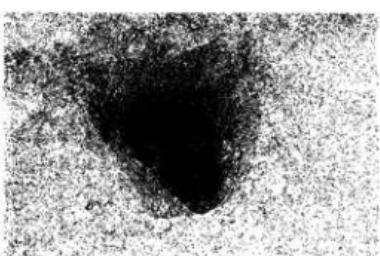
第3号土壤



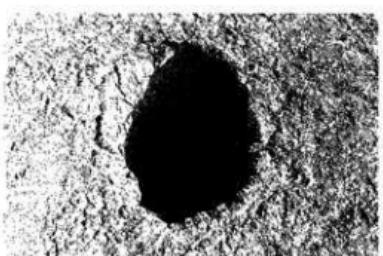
第6～8号土壤



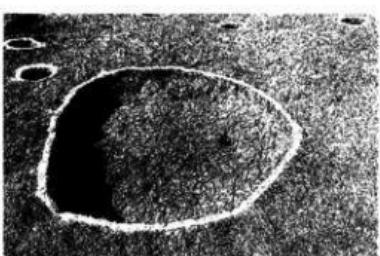
第9～11号土壤



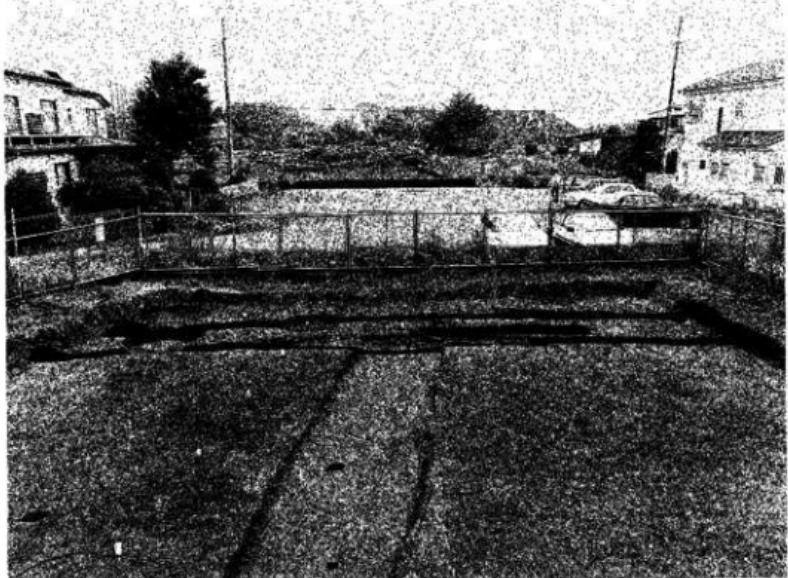
第12号土壤



第13号土壤



第14号土壤

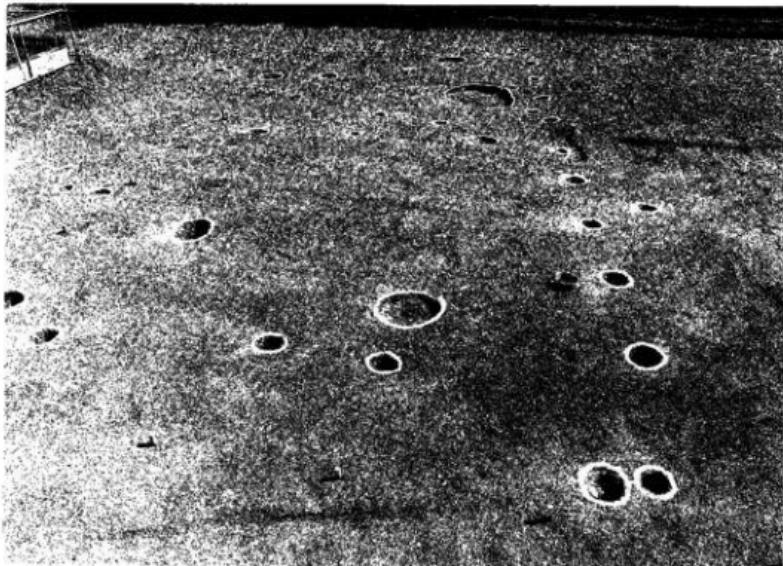


第1号・第2号溝(1)

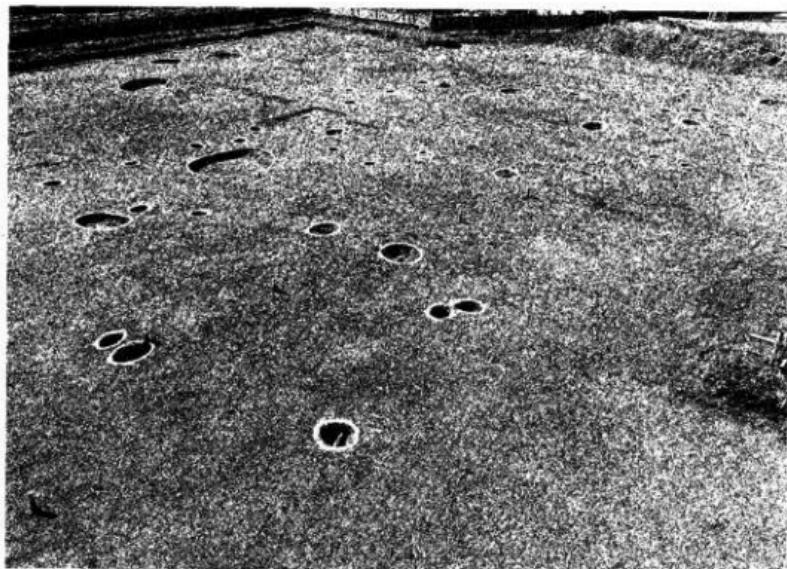


第1号・第2号溝(2)

図版 4

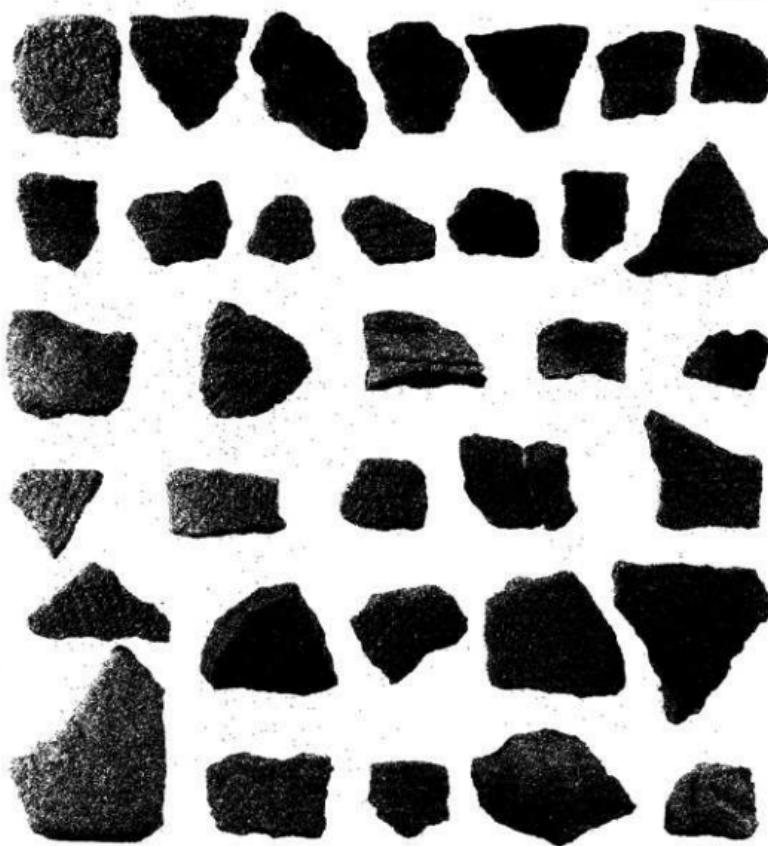


ピット群(1)



ピット群(2)

図版5



出土土器



出土石器

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第113集

内新田遺跡

一般国道299号線関係
埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ

平成3年11月25日 印刷
平成3年11月29日 発行

発行 財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
〒369-01 大里郡大里村大字筑波84
電話 (0493) 39-3955
FAX (0493) 39-3579

印刷 アサヒ印刷株式会社
電話 (0485) 41-5152